

2026年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）
開放型選抜入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民法問題】

次の文章を読んで、〔設問1〕から〔設問3〕に答えなさい。

〔事実1〕

Xは、地域で開催される夏祭りに用いるため、音響設備一式（以下「甲」という。）を100万円で購入する契約（以下「本件契約」という。）を電器店Yとの間で、2025年6月4日に締結した。同日、代金支払と引換えに甲はXに引き渡された。本件契約の締結に際して、Xは、Yに対して同年8月10日に開催される夏祭りで使用する旨を伝えており、Yも同意していた。

2025年6月30日、Xは夏祭りの前に甲の性能を確かめようと使用したところ、一定の頻度でノイズが発生することが分かった。Xは、Yに対してその旨を伝え、修理してもらおうよう依頼したが、Yはノイズの発生原因が分からないとして修理ができず、それ以上の修理を拒絶した。そこで、Xは、Yに対して甲に代わる別の商品を引き渡すよう要求したが、Yは甲をすでに引き渡した以上、別の商品との交換はできないとこれも拒絶した。7月30日、XはYに対して甲の売買代金の減額を請求した。

〔設問1〕

XのYに対する甲の売買代金の減額請求は認められるか、その根拠を明示した上で検討しなさい。

〔事実1〕に続いて以下の事実があった。

2025年8月10日、夏祭り当日になり、Xは、多少のノイズは我慢して使用しようと考え、実際に使用したところ、参加者から苦情が殺到し、やむを得ず甲の使用を中止した。結局、夏祭りの開始後10分で使用を中止することになったXは、Yに対して本件契約の解除を主張した。

〔設問2〕

XのYに対する本件契約の解除は認められるか検討しなさい。

〔事実2〕

Aは、2015年7月1日に、自己の所有する土地と建物（以下「乙」という。）をBに1000万円で売却し、同日Bに引き渡した。しかし、この際に乙の登記についてはAからBへの所有権移転登記手続はされなかった。Bは引き渡された日以降、この乙を住居として継続して占有している。

2020年4月にAが死亡し、Aの子Cが単独相続をした。その際、Cは乙がAの所有であると思い込み、乙についてもAからCへの相続を原因とする所有権移転登記がされた。2021年5月1日、Cは自らのDに対する債務のために乙に抵当権を設定し、その旨の登記も経由した。2025年1月、CのDに対する債務が不履行となり、Dは乙の抵当権を実行した。同年6月15日にEが乙を競落し、競落代金を納入して乙の所有権移転登記も経由した。

2025年8月1日、Eは乙を占有しているBに対して乙の明渡しを求めて訴えを提起した。

〔設問3〕

EのBに対する請求は認められるか、Bの反論も踏まえて検討しなさい。

2026 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：民法】

《出題趣旨》

〔設問 1〕 および〔設問 2〕 は、売買契約において引き渡された目的物が契約に不適合な性質のものであった場合の、買主が取りうる手段について検討する問題。

〔設問 1〕 では、X は Y に対して代金の減額を請求しているため、563 条に基づく代金減額請求が認められるかを検討しなければならない。この検討に際しては、民法上、563 条の減額請求は 562 条を前提にしているため、まずは追完請求を行わなければならないが、一定の場合にのみ追完請求を行わずに減額が認められており、この点を正確に理解していることが求められる。Y は修理を拒絶したという事実から、563 条 2 項 2 号に該当することを指摘した上で、減額請求が認められる旨を説明することが求められる。

〔設問 2〕 は、X の本件契約の解除請求である。564 条が 541 条および 542 条の規定による解除権の行使を妨げないと規定しているので、次に、X はどの条文を根拠に解除請求が可能かを検討しなければならない。事実においては催告は一切されていないため、541 条では解除はできないことを前提に、542 条 1 項各号に掲げる事由があるかを検討することが求められる。本事案では夏祭りでの使用ということで本件契約において合意されていたことから、同条 1 項 4 号を挙げて、解除請求の検討を行うことになる。

〔設問 3〕 は、不動産の二重譲渡事例であるが、対抗要件を具備していない第一譲渡が、一定の占有継続により時効取得によって第二譲受人およびその承継人に対して対抗し得るかが問われる。この事案においては相続介在型の二重譲渡であるが、A を相続した C は A の地位を承継することになるため、A C から B と D への二重譲渡となる。そして、C から D への譲渡は所有権の移転ではなく抵当権の設定である点に注意が必要となる。B としては、E からの明渡し請求に対して 162 条 2 項の時効取得を主張することになるが、引き渡された占有開始時点から抵当権が実行され競落人 E が現れるまでの間は「自己の物」を占有していることになり、162 条の要件である「他人の物の占有」要件を充足するかが問題となる。

《解説・講評》

〔設問 1〕 については、条文を正確に操作できるかが問われた問題であったが、さすがにほとんどの答案で正確に条文を扱うことができていた。ただし、条文を操作できてはいたが、その前提知識として追完前置主義といった点を理解していない答案も見られた。〔設問 2〕 についても、解除が可能かが明確に問われた問題であるので、全体としてはほとんどが解除の可否について書いていたが、542 条 1 項のどの号に該当するかを正確に理解していないものも多くみられた。この点も、条文の正確な理解、適切に用いる技術が求められる。

〔設問 3〕 は、取得時効の問題であることはほとんどの答案で指摘されていたが、自己物についても取得時効が可能かという点まで理解して書いている答案は少なかった。ここでも、条文に関する論点の正確な理解が求められる。

以 上